

さいたま市告示第1783号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、さいたま都市計画公園を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月1日

さいたま市

上記代表者 さいたま市長 清水勇人

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 さいたま都市計画公園
- (2) 名称 9・6・01号大宮公園

2 都市計画を変更する土地の区域

ア 追加する土地の区域

なし

イ 削除する土地の区域

さいたま市大宮区高鼻町2丁目地内

3 都市計画の縦覧場所

さいたま市都市局みどり公園推進部都市公園課

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市都市局みどり公園推進部都市公園課計画係
- (2) 電話 048(829)1420